一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間　　令和８年４月１日～令和１１年３月３１日までの３年間

2. 内容

目標１　男女問わず、仕事と育児を両立できるよう、子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。
男性の育児休業取得率を３０％以上を目標とする。

<対策>

●令和８年４月～　出生時育児休業制度等の周知や情報提供を行う。

目標２　計画期間内に時間外労働を計画前より１０％削減する。

<対策>

●令和８年４月～　勤怠システム導入による労務管理。
●令和８年４月～　部署毎に問題点の検討。
●令和８年４月～　企画会議等での報告、問題点解消のための対策を協議。

目標３　年次有給休暇の取得日数を１人当たり平均年間６日以上とする。

<対策>

●令和８年４月～　年次有給休暇の取得状況を把握する（部署毎)。
●令和８年４月～　休暇中は、職場でカバーし合えるよう柔軟な職務の分担を行い、取得しやすい環境を整える。また、計画的有給取得も促進する。